

国立大学法人東京医科歯科大学個人情報管理規則

平成17年3月11日
規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、国立本学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法第2条の定めるところによる。

- 2 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。
- 3 「個人識別符号」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定するものをいう。
- 4 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定するものをいう。
- 5 「本人」とは、個人情報保護法第2条第4項に規定する者をいう。
- 6 「仮名加工情報」とは、個人情報保護法第2条第5項に規定するものをいう。
- 7 「匿名加工情報」とは、個人情報保護法第2条第6項に規定するものをいう。
- 8 「個人関連情報」とは、個人情報保護法第2条第7項に規定するものをいう。
- 9 「個人データ」とは、個人情報保護法第16条第3項に規定する個人情報をいう。
- 10 「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定するものをいう。
- 11 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第60条第2項に規定するものをいう。
- 12 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第3項に規定するものをいう。
- 13 「教員保有個人データ」とは、個人データのうち教員又は教員組織が主体となって管理するものをいう。
- 14 「病院保有個人データ」とは、個人データのうち病院の保有するものをいう。
- 15 「部局等」とは、国立本学法人等東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第4章から第6章（学科、海外拠点及び教授会を除く。）に規定する組織及び事務組織規則（平成16年規則第4号）第2条から第5条に規定する組織をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者1名を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、本学における個人データの管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 個人データを取り扱う各部局等の課及び室並びに事務局(課を置く事務局を除く。)(以下これらを「課室等」という。)に、保護管理者を置き、当該課室等の長をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教員保有個人データの管理に当たっては、当該部局等の長を保護管理者とし、病院保有個人データの管理に当たっては、病院長を保護管理者とする。
- 3 保護管理者は、当該部局等又は課室等における個人データの適切な管理を確保する任に当たる。個人データを情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 個人データを取り扱う各課室等に、保護担当者を置き、当該課室等の保護管理者が指名する者をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教員保有個人データを管理するに当たっては、当該部局等の教員を保護担当者とし、病院保有個人データを管理するに当たっては、病院長が指名する者を保護担当者とする。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、個人データの管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 本学に、監査責任者1名を置き、監査室長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、本学における個人データの管理の状況について監査する。

(情報公開・個人情報保護委員会)

第7条 本学における個人データの管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、情報公開・個人情報保護委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 職員の責務・教育研修

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データを取り扱わなければならない。

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、個人データの取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、個人データの取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、個人データを取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人データの適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、当該部局等又は課室等の現場における個人データの適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該部局等又は課室等の職員に対し、個人データの適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

- 第10条 本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第11条 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 本学は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

- 第12条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、次に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第6条に定める者により公開されている場合

イ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

ロ 著述を業として行う者

ハ 宗教団体

ニ 政治団体

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第9条に定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表

しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第15条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(個人データの取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(職員の監督)

第17条 本学は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第18条 本学は、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないよう留意するとともに、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の場合においては、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 3 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4 委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に前2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前3項の措置を実施する。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 6 個人データを提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(漏えい等の報告等)

第19条 本学は、取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損等の事態が生じ、次に該当する場合には、施行規則第8条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、施行規則第9条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮保護情報が含まれる場合
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある場合
- (3) 不正の目的をもつて行われたおそれがある場合
- (4) 本人の数が千人を超える場合

2 前項に規定する場合（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）には、本学は、本人に対し、施行規則第10条に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第20条 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ

とに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 本学は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

- 第21条 本学は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国等として、個人情報保護委員会が定めるものを除く。以下この条及び第24条第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、施行規則第17条に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
 - 3 本学は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）

に提供した場合には、施行規則第18条に定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第22条 本学は、個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等(法別表第2に掲げる法人を除く。)、地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条(第24条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、施行規則第19条に定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の同規則第20条に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第2項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第20条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として3年間(施行規則第21条第1項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第23条 本学は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、施行規則第22条に定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、本学が同項の規定による確認を行う場合において、本学に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 本学は、第1項の規定による確認を行ったときは、施行規則第23条に定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の同規則第24条に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として3年間(施行規則第25条第1項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第24条 本学は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ施行規則第26条に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、施行規則第17条に定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第21条第3項の規定は、前項の規定により本学が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により本学が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(本学における個人情報の取扱いに関する苦情処理)

第25条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 本学は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(学術研究機関等としての責務)

第26条 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、保護法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(仮名加工情報の作成等)

第27条 本学は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本学は、第11条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第10条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第14条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

- 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第15条の規定は、適用しない。
- 6 本学は、第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第20条第2項中「前各項」とあるのは「第27条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第22条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第27条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第23条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第2項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第27条第2各号のいずれか」とする。
- 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第2項、第19条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第28条 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第2項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第20条第2項及び第3項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条2項中「前項」とあるのは「第28条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
 - 3 第17条、第18条、第25条、及び前条第7項及び第8項並びに第7章の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第5章 個人情報ファイル簿及び開示請求等の取扱い

第1節 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の成及び公表)

第29条 本学は、施行令第20条に定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 開示、訂正、利用停止の請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他施行令第20条第6項に定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 本学の職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 本学の職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が1,000に満たない個人情報ファイル
- (8) 施行令第19条第3項及び施行令第20条第7項に定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、本学は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せ

ず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第2節 開示

(開示請求)

第30条 本学は、法第77条の規定に基づく開示請求を受けた場合、開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による請求である場合には開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類の提示又は提出を受け、本人または代理人であることを確認しなければならない。これらの本人確認等の手続きは施行令第21条及び国立大学法人東京医科歯科大学個人情報開示等取扱規則(平成17年3月11日規則第7号)による。

2 本学は、開示請求書に形式上の不備あると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第31条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第39条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別番号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該

情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 本学が開示決定等をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 本学が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせる議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立おそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第32条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第33条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第34条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第35条 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し施行令第23条で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、前項の規定は適用しない。

3 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第36条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第30条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第37条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第38条 本学は、開示請求に係る保有個人情報が本学以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、本学が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が開示決定をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第39条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第55条第2項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、本学は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、施行令第24条で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、施行令第24条で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他施行令第24条第3項で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が31条第2号ロ又は同条第3のただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を法第33条の規定により開示しようとするとき。
- 3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する

情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該意見書（第55条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第40条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本学が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、本学は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 本学は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、施行令第25条で定めるところにより、本学に対し、その求める開示の実施の方法その他の同条で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、保有個人情報の開示の方法については、国立大学法人個人情報開示等取扱規則（平成17年3月11日規則第7号）に定めるところによる。

（他の法令による開示の実施との調整）

第41条 本学は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求手数料）

第42条 開示請求者は、当該保有個人情報の開示請求に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。
- 3 大学は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第2項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル（国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則（平成23年規

則第50条)第2条第2号に規定する法人文書ファイルをいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

5 手数料の徴収の方法は、大学が指定する銀行口座への払込みによるものとする。

第2款 訂正

(訂正請求)

第43条 本学は、法第90条の規定に基づく訂正請求を受けた場合、訂正請求をする者が訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による請求である場合には訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す政令で定める書類の提示又は提出を受け、本人または代理人であることを確認しなければならない。その他本人確認等の手続きは施行令第28条による。

2 本学は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第44条 本学は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第45条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第46条 前条各項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第43条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第47条 本学は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第48条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報第38条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、本学が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第45条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第49条 本学は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3款 利用停止

(利用停止請求)

第50条 本学は、法98条の規定に基づく利用停止請求を受けた場合、利用停止請求をする者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による請求である場合には利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す施行令第21条で定める書類の提示又は提出を受け、本人または代理人であることを確認しなければならない。その他本人確認等の手続きは施行令第27条による。

- 2 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第51条 本学は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第52条 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第53条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第50条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第54条 本学は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4款 審査請求

(審査会への諮問)

第55条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 本学は、前項の規定により諮問した場合、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（開示決定）

第56条 第39条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 東京医科歯科大学匿名加工情報の取り扱い

（東京医科歯科大学匿名加工情報の作成及び提供）

第57条 本学は、この章の規定に従い、東京医科歯科大学匿名加工情報（東京医科歯科大学匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成することができる。

2 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京医科歯科大学匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した東京医科歯科大学匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、東京医科歯科大学匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第58条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、第29条

第1項各号のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第60条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第60条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第59条 本学は、施行規則第53条に定めるところにより、定期的に、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(東京医科歯科大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第60条 前条の規定による募集に応じて東京医科歯科大学匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案においては、施行規則第54条に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を大学に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の作成に用いる第64条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該東京医科歯科大学匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の漏えいの防止その他当該東京医科歯科大学匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施行規則第54条第3項に定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他施行規則第54条第4項に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として施行規則第55条に定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (5) 法第118条の規定により同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第62条 本学は、第60条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第60条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 第60条第2項第3号の提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の本人の数が、東京医科歯科大学匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて施行規則第56条に定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 第60条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第66条第1項の基準に適合するものであること。
 - (4) 第60条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 第60条第2項第6号の期間が東京医科歯科大学匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて施行規則第57条に定める期間を超えないものであること。
 - (6) 第60条第2項第5号の提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該東京医科歯科大学匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 本学が提案に係る東京医科歯科大学匿名加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 本学は、前項の規定により審査した結果、第60条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、施行規則第59条第1項に定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 次条の規定により本学との間で東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - (2) 前号に掲げるもののほか、施行規則第59条第2項に定める事項
- 3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、施行規則第59条第3項に定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第63条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、施行規則第61条に定めるところにより、本学との間で、東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(東京医科歯科大学匿名加工情報の作成等)

第64条 本学は、東京医科歯科大学匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして施行規則第62条に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から東京医科歯科大学匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（東京医科歯科大学匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第65条 本学は、東京医科歯科大学匿名加工情報を作成したときは、当該東京医科歯科大学匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、第29項第1項各号及び第58条各号のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 東京医科歯科大学匿名加工情報の概要として施行規則第63条に定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された東京医科歯科大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第66条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された東京医科歯科大学匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該東京医科歯科大学匿名加工情報について第63条の規定により東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該東京医科歯科大学匿名加工情報をその用に供する事業等を変更しようとするときも、同様とする。

2 第60条第2項及び第3項並びに第61条から第63条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第60条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第64条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第62条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

（利用料）

第67条 第63条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により、東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学に対し、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料の額は、次の各号に掲げる契約を締結する者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第60条の規定に基づき提案する者 24,950円に東京医科歯科大学匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）を加算した合計額

(2) 前条第1項前段の規定に基づき提案する者(当該東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結していない者)第60条第1項の規定に基づき提案した者が前項の規定により納付した利用料の額と同一の額

(3) 前条第1項後段の規定に基づき提案する者(当該東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者)12,600円

3 本学は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第68条 本学は、第63条の規定により東京医科歯科大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第61条各号(第66条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第69条 本学は、東京医科歯科大学匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該東京医科歯科大学匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該東京医科歯科大学匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 本学は、東京医科歯科大学匿名加工情報、第57条第4項に規定する削除情報及び第64条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「東京医科歯科大学匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第65条に定める基準に従い、東京医科歯科大学匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、本学から東京医科歯科大学匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第70条 東京医科歯科大学匿名加工情報等の取扱いに従事する大学の職員等若しくは職員等であった者又は前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た東京医科歯科大学匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第71条 大学は、匿名加工情報(東京医科歯科大学匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、施行規則第66条に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 本学は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 本学は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第67条に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前2項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第7章 安全管理措置

第1節 総則

（安全管理措置）

第72条 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（アクセス制限）

第73条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データにアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、個人データにアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第74条 職員が、業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 個人データの複製
- (2) 個人データの送信
- (3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第75条 職員は、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理）

第76条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場

所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 職員は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

第2節 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第77条 保護管理者は、個人データ（情報システムで取り扱うものに限る。以下本章（第71条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第78条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第79条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人データへの不適切なアクセスの監視のため、個人データを含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第80条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第81条 保護管理者は、個人データを取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第82条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける個人データの処理)

第83条 職員は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第84条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項を踏まえ、その処理する個人データについて、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第85条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の管理)

第86条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

4 職員は、端末の使用に当たっては、個人データが第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第87条 職員は、情報システムで取り扱う個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データの内容の確認、既存の個人データとの照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第88条 保護管理者は、個人データの重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第89条 保護管理者は、個人データに係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第3節 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第90条 保護管理者は、個人データを取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域等（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、個人データを記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認められるときは、立ち入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第91条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第4節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第92条 個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人データを管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとし、個人情報保護委員会への報告、本人への通知は、第19条に従って行う。
- 5 総括保護管理者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（公表等）

第93条 事案の内容、被害状況等に重大性が認められる場合など公表することが適当と認められる場合には、事案の概要、再発防止策等につき公表するとともに、関係機関に報告するものとする。

第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第94条 監査責任者は、個人データの適切な管理を検証するため、第2章から第6章までに規定する措置の状況を含む本学における個人データの管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を学長及び総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第95条 保護管理者は、当該部局等又は課室等における個人データの記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第96条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データの適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第9章 雑則

（行政機関との連携）

第97条 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人データの適切な管理を行う。

（雑則）

第98条 この規則に定めるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年11月13日規則第125号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月24日規則第119号）

この規則は、平成27年4月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月17日規則第216号）

この規則は、平成27年12月17日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成29年7月6日規則第98号）

この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第34号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月13日規則第88号）

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規則第35号）

この規則は、令和5年3月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月30日規則第9号）

この規則は、令和6年2月1日から施行する。